

令和4年度富山県最低賃金改正決定に係る公益委員案

現行最低賃金額

時間額 877円

発効日 令和3年10月1日

改正最低賃金額

時間額 908円

引上げ額 31円

引上げ率 3.53%

発効日 法定どおり